

1 計画の趣旨

- (1) 趣旨：国民健康保険の安定的な財政運営及び市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針を定める
- (2) 策定根拠：国民健康保険法第82条の2（平成30年4月1日施行）
- (3) 対象期間：平成30年度～令和5年度までの6年間（平成29年12月策定）
対象期間中であっても国保を取り巻く環境の変化に応じて必要があると認められるときは、見直しを行う。

2 現行の運営方針の主な記載事項

- ・ 市町村国保の現状と課題
- ・ 医療費及び財政の見通し
- ・ 市町村における保険税の標準的な算定方法等
- ・ 県と市町村の歳入・歳出両面における取組 等

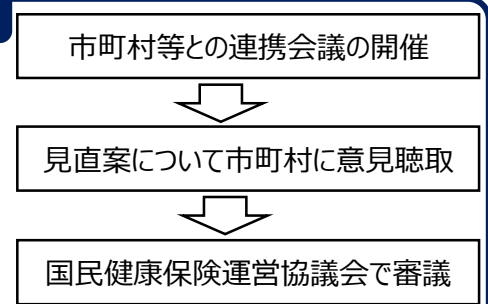
3 見直しの内容

国から示された運営方針の策定要領の改訂（R2.5）に基づき、以下の内容について見直しを行う。

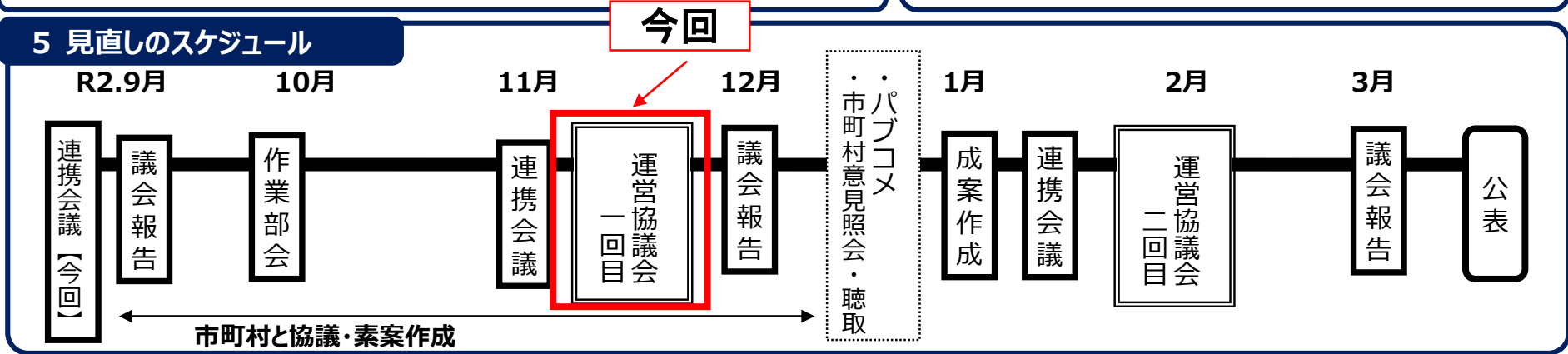
- ・ 保険料水準の統一について
- ・ 決算剰余金の活用方法について
- ・ 赤字削減・解消計画に関する取組について
- ・ 医療費適正化の取組について

4 見直しの体制

市町村と協議や見直し案の意見聴取を行い、国保運営協議会の審議を経て決定



5 見直しのスケジュール



大分県国民健康保険運営方針の見直しについて－素案－

第1章 運営方針策定の趣旨等

- 1 趣 旨：国民健康保険の安定的な財政運営や市町村の国民健康保険事業の運営の広域化・効率化を推進するため、県内の統一的な運営方針を定める。
- 2 策定根拠：国民健康保険法第82条の2
- 3 対象期間：平成30年度～令和5年度までの6年間(対象期間中であっても国保を取り巻く環境の変化に応じて必要があると認められるときは、見直しを行う。)
- 4 他計画等との関係：大分県医療計画、大分県医療費適正化計画、生涯健康県おおいた21(健康増進計画)等との整合性を図る。

第2章 市町村国保の現状と課題

第3章 医療費及び財政の見通し

第4章 市町村における保険税の標準的な算定方法等

- 1 保険税賦課の現状
- 2 制度改革後の保険税算定の基本的な考え方
- 3 国保事業費納付金の算定方法
- 4 標準保険料率の算定方法
 - (1)標準的な算定方式の設定
 - (2)分割指数(割合)の設定
 - (3)所得係数 β の設定
 - (4)標準的な収納率の設定
 - (5)将来的な保険税率
将来的には保険料(税)水準の統一を目指す方向で議論。引き続き市町村と課題を検討。
- 5 大分県国民健康保険財政安定化基金の活用
 - (1)貸付
 - (2)交付
 - (3)県国保特別会計への取崩し
 - (4)決算剰余金の活用
一部を基金に積立て、医療費水準の変動や前期高齢者交付金の精算等に備える。
- 6 財政収支の改善と赤字の解消
 - (1)財政収支の改善
 - (2)赤字の解消
市町村ごとに赤字要因の分析及び法定外繰入れの状況の公表(見える化)を進める。

第5章 県と市町村の歳入・歳出両面における取組

- 1 基本的な考え方
- 2 保険税の徴収の適正な実施
- 3 資格管理及び保険給付の適正な実施
- 4 **健康寿命延伸・医療費適正化に向けた取組**
 - (1)保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)に基づくデータヘルスの推進
 - (2)特定健康診査・特定保健指導の促進
 - (3)糖尿病性腎症等の生活習慣病重症化予防の推進
 - (4)健康教育の推進
 - (5)重複・頻回受診、重複投薬の是正
 - (6)後発医薬品の使用促進
 - (7)高医療費市町村
- 5 市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進
- 6 保健医療福祉サービス等に関する施策との連携
 - (1)病床機能の分化及び連携の推進
 - (2)高齢者の介護予防の取組との連携
 - (3)地域包括ケアシステムとの連携
 - (4)市町村保健部門との連携
 - (5)「健康寿命日本一」実現のための施策との連携
 - (6)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

第6章 運営方針の推進体制

【今後のスケジュール】

- 1 2月～1月：パブリックコメントの実施
- 2月：大分県国民健康保険運営協議会の開催
- 3月：成案の議会への報告

国保が抱える構造的課題

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ② 所得水準が低い
- ③ 保険料負担が重い
- ④ 保険料（税）の収納率
- ⑤ 一般会計繰入・繰上充用
- ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑦ 市町村間の格差

国保改革（平成30年度～）

- ① 財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担
 - ・都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
 - ・市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健健康事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う
 - ・都道府県が統一的な方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
 - ・都道府県に財政安定化基金を設置
- ② 財政支援の拡充
 - ・財政支援の拡充により、財政基盤を強化（毎年約3,400億円）
低所得者対策の強化、保険者努力支援制度 等

今後の主な課題

平成30年度改革が現在概ね順調に実施されており、引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「財政運営の都道府県単位化」の趣旨の深化を図るため、国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、以下の取組を進める。都道府県においては、令和2年度末に向けて、国保運営方針の改定（又は中間見直し）を進める。

○法定外繰入等の解消

赤字解消計画の策定・状況の見える化等を通じて、解消に向けた実行性のある取組を推進

○保険料水準の統一に向けた議論

将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、地域の実情に応じて議論を深めることが重要

○医療費適正化の更なる推進

保険者努力支援制度で予防・健康づくりが拡充されたことも踏まえ、都道府県内全体の医療費適正化に資する取組を推進

※上記の他、国会での附帯決議、骨太方針・改革工程表、地方団体の要望事項等について、地方団体と協議を進める。

国保運営方針の改定等に向けたガイドラインの見直しの方向性(ポイント)

R2.7厚労省保険局国民健康保険課
都道府県ブロック会議を元に一部加工

- 都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を策定しており、令和2年度末に向けて、市町村と協議しつつ改定(又は中間見直し)を検討。

国保運営方針策定要領

(法定外繰入等の解消を含めた財政運営の健全化)

- 法定外繰入等の計画的・段階的な解消の観点から、解消期限や解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた**赤字解消計画の策定・実行の推進、市町村ごとの見える化**を追記
- 将来の歳出見込みも見据えた財政運営の観点から、**決算剰余金等の留保財源の基金への積立て**を追記

(都道府県内保険料水準の統一)

- 保険料水準の統一について、**都道府県において将来的に目指すことを明確化し、そのための市町村との具体的な議論の実施**を追記

(重症化予防や一体的実施を始めとする医療費適正化等)

- 健保法等改正(R2.4施行)や保険者努力支援制度の抜本的な強化(R2年度)を踏まえ、**都道府県の保健事業支援や、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施**を追記
- 「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の改定(H31.4)等を踏まえ、都道府県を中心とした**重症化予防の取組の推進**を追記
- このほか、第2期データヘルス計画(令和2年度中間評価・見直し)との整合性の確保や、保険者協議会の活用を追記

各都道府県の運営方針の対象期間と見直し時期の状況

| 対象期間 | 都道府県数 | 備考 |
|-------------------------------|-------|--|
| H30～R2 (3年間) | 35 | |
| H30～R5 (6年間) | 11 | 山形県、福島県、千葉県、新潟県、三重県、島根県、広島県、山口県、香川県、福岡県、 大分県 【うち見直しの時期を3年ごとや中間年等と記載している】 9県 山形県、福島県、千葉県、新潟県、三重県、島根県、広島県、山口県、福岡県 【うち見直しの時期を記載していない】 2県 香川県、 大分県 ※香川県は見直しを行わない予定 |
| H30. 4. 1 ～ (終期を定めていない) | 1 | 山梨県 見直しの時期は3年ごとと記載している |